

平成 23 年度議会改革検討会議の成果

1 議会表彰制度の見直し

(1) 内容

表彰の方法は、表彰状の授与とし、記念品の贈呈は廃止する。

(2) 議長への報告

平成 23 年 7 月 8 日

(3) 実施時期

平成 23 年度議会表彰から実施（7 月 13 日・14 日の団長会で了承）

2 本会議における採決態度の公表

(1) 内容

知事提案議案及び議員提案議案について、会派を単位として、ホームページで公表する。ただし、意見書及び請願を除く。

(2) 議長への報告

平成 23 年 9 月 21 日

(3) 実施時期

平成 23 年第 3 回定例会分から実施（9 月 27 日団長会及び開かれた議会づくりのための広報委員会了承）

3 議案書等のインターネットによる公表

(1) 内容

議案、常任委員会資料、常任委員会報告資料及び特別委員会資料について、個人情報を除き、ホームページで公表する。ただし、別冊の参考資料等及び請願・陳情を除く。

(2) 議長への報告

平成 23 年 9 月 21 日

(3) 実施時期

平成 23 年第 3 回定例会分から実施（9 月 27 日の団長会及び開かれた議会づくりのための広報委員会了承）

4 議会審議の充実・強化

(1) 内容

議会力の強化、開かれた県議会づくりを進めるために、議会審議について、充実・強化する。

なお、具体化に当たっては、次の観点から検討

- ・本会議の一般質問者数の増加
- ・本会議の開会時刻の繰上げ
- ・第 3 回定例会における予算委員会の柔軟な運用

(2) 議長への報告

平成 23 年 9 月 29 日

(3) 実施時期

平成 24 年第 1 回定例会から実施(12 月 19 日の議会運営委員会了承)

具体的には、本会議の一般質問者数を 40 人から 47 人に増加、一般質問が行われる日の本会議の開会時刻を 10 時 30 分からに繰上げ（付託日を除く、年間 7 日が対象）、第 3 回定例会における予算委員会の日程を必要に応じて 1 日から 2 日にするとの柔軟な運用を行うという内容となった。

5 議会報告会

(1) 内容

議会報告会として特別委員会を県庁舎以外の場所に出向いて開催し、議会活動を県民に広報する。

(2) 議長への報告

平成 24 年 3 月 27 日

(3) 実施時期

平成 24 年度から試行的に取り組む。

6 本会議における一問一答

(1) 内容

本会議における質問については、一般質問において、再質問の回数は現行どおりとし、分割する大項目を工夫して、質問できる項目を細分化する分割質問方式を選択できることとする。

(2) 議長への報告

平成 24 年 3 月 27 日

(3) 実施時期

平成 24 年度から試行的に取り組む。

7 災害時における議会の取組

(1) 内容

災害時において、議会として災害状況の把握や情報の共有化を行い、議会としての対応を図るための体制整備として「議会災害対策会議（仮称）」を設置する。

(2) 議長への報告

平成 24 年 3 月 27 日

(3) 実施時期

平成 24 年度中の出来だけ早い時期に設置することとする。